

緊急事態措置期間中の感染防止行動について

昨日、国により、2月7日までを期間とする緊急事態宣言が発出されました。

区では、現状の感染者、重症患者数の増加を一刻も早く抑え込み、逼迫する医療提供体制の警戒度を引き下げるために、国や都と連携して、区民・区内事業者、来街者のみなさまに、感染防止行動への協力をお願いしてまいります。

今回の緊急事態宣言は、限定的・集中的な行動自粛の要請となりますので、正しい情報に基づき、基本的な感染予防対策を着実に実施し、効果の高い感染防止行動を継続することが重要です。

必要となる感染防止行動について、広く区民・区内事業者、来街者のみなさまに、広報活動の強化により呼びかけてまいります。

令和3年1月8日

新宿区長 吉住 健一